| | | |
|---|---|---|
| 成人教育サービス（ＣＰＣ九二四＊＊） | 民間企業における語学指導教育に限る。 | |
| その他の教育サービス（ＣＰＣ九二九＊＊） | 民間企業における語学指導教育に限る。 | 制限しない。 |
| 汚水サービス（ＣＰＣ九四〇一） | | 制限しない。 |
| 廃棄物処理サービス（ＣＰＣ九四〇二） | | 制限しない。 |
| 排気ガス処理サービス（ＣＰＣ九四〇四） | | 制限しない。 |
| 騒音除去サービス（ＣＰＣ九四〇五） | | 制限しない。 |
| 自然及び景観の保護サービス（ＣＰＣ九四〇六） | | 制限しない。 |
| その他の環境保護サービス（ＣＰＣ九四〇九） | | 制限しない。 |
| 旅行業サービス（ＣＰＣ七四七一） | | 制限しない。 |
| 観光客の案内サービス（ＣＰＣ七四七二） | | 制限しない。 |

附属書八－Ｃ　自然人の商用目的での移動に関する了解

入国及び一時的な滞在に関連する手続上の約束

1　両締約国は、この協定におけるそれぞれの約束に基づく入国及び一時的な滞在のための申請の処理が行政上の良い慣行に従って行われることを確保すべきである。この目的のため、

(a)　両締約国は、権限のある当局が入国及び一時的な滞在のための申請の処理について徴収する手数料が、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は設立若しくは運営を不当に妨げ、又は遅らせないことを確保する。

(b)　短期の訪問者の商用目的での入国及び一時的な滞在（注）の許可を申請するために申請者に要求される文書については、収集される目的に応じたものとすべきである。ただし、権限のある当局の裁量に従うことを条件とする。

注　英国は、第八・二十七条に規定する短期の商用訪問者については約束しない。

(c)　入国及び一時的な滞在の許可のための不備のない申請については、できる限り速やかに処理する。

(d)　締約国の権限のある当局は、申請者からの妥当な要請に応じて、申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供するよう努める。

(e)　締約国の権限のある当局は、申請を処理するために申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、当該申請者に対して必要となる追加の情報について不当に遅滞することなく通知するよう努める。

(f)　締約国の権限のある当局は、申請者に対し、申請の結果をその決定を行った後速やかに通知する。締約国の権限のある当局は、申請者に対して滞在期間その他の関連する条件を通知する。締約国の権限のある当局は、申請を拒否する場合には、要請に応じ、又は自己の発意により、利用可能なあらゆる審査又は上訴の手続に関する情報を申請者が入手可能なものとする。

(g)　両締約国は、電子的な手段により申請を受理し、処理するよう努める。

企業内転勤者について適用される手続上の追加的な約束

2　英国の権限のある当局は、実行可能な範囲内で、自国の関係法令に基づく通知のための手続に従い、できる限り速やかに、遅くとも不備のない申請が提出された日から九十日以内に、企業内転勤者の入国及び一時的な滞在又はその更新の申請に関する決定を行い、申請者に対してその決定を書面により通知する。英国の権限のある当局は、当該決定を九十日以内に行うことが実行可能でない場合には、その後の合理的な期間内に当該決定を行うよう努める。

3　日本国の権限のある当局は、実行可能な範囲内で、不備のない申請が提出された後又は該当する場合には4に定義する入国査証を求める申請に先立つ入国及び一時的な滞在に関連する申請（不備のないものに限る。）が提出された後九十日を超えない期間内に、企業内転勤者の入国査証又は滞在期間の延長許可の申請に関する決定を行い、申請者に対してその決定を書面により通知する。日本国の権限のある当局は、当該決定を九十日以内に行うことが実行可能でない場合には、その後の合理的な期間内に当該決定を行うよう努める。

4　この附属書の規定の適用上、「入国査証を求める申請」とは、在留資格認定証明書を求める申請をいう。在留資格認定証明書が発給される日から申請者が入国査証を求める日までの期間は、3に定める九十日を超えない期間には含まれない。

5　権限のある当局は、申請のための情報又は書類に不備がある場合には、申請者に対して必要となる追加の情報について合理的な期間内に通知し、及び当該情報を提供する合理的な期限を定めるよう努める。2及び3に定める期間については、権限のある当局が当該情報を受領するまで停止する。送還及び再入国に関する協力

6　両締約国は、1から5までの規定によって促進された自然人の移動により、締約国の入国及び一時的な滞在に関する規則に違反して当該締約国に滞在する自然人の送還及び再入国に関する十分な協力が必要とされることを認識する。

附属書十　政府調達

**第一編**　第十・二条に規定する政府調達協定の関連規定

第一条（定義）の規定
第二条（適用範囲）の規定
第三条（安全保障のための例外及び一般的例外）の規定
第四条（一般原則）の規定
第六条（調達制度に関する情報）の規定
第七条（公示）の規定
第八条（参加のための条件）の規定
第九条（供給者の資格の審査）の規定
第十条（技術仕様及び入札説明書）の規定
第十一条（期間）の規定
第十二条（交渉）の規定
第十三条（限定入札）の規定
第十四条（電子オークション）の規定
第十五条（入札書の取扱い及び落札）の規定
第十六条（調達に関する情報の透明性）1から3までの規定
第十七条（情報の開示）の規定
第十八条（国内の審査のための手続）の規定

**第二編**　適用範囲

（第Ａ節は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

**第Ｂ節**　日本国

第十章の規定は、第十・二条及び第十・三条の規定に従い、政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表の規定の適用を受ける調達に加え、この節の規定の適用を受ける調達（2に規定する機関であって、2において特定する特別の規則の適用を受けるものによる調達を除く。）について適用する。